

会議録

名称	令和7年度第1回 情報公開・個人情報保護審議会
日時	令和7年7月7日（月）午後2時から午後3時35分まで
会場	目黒区総合庁舎本館地下1階13・14会議室
出席者	<p>(委員) 浅田、植野、岡田、前田、宮内、森田、高島、上田、三柴、依田、坪井、大野</p> <p>(区側) 総務部長、総務課長、情報政策課長、スポーツ振興課長</p>
傍聴者	0名
配付資料	<p><事前配付資料>審議会資料 審議会委員名簿 座席表</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介 2 会長あいさつ 3 報告 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告） (2) 令和6年度に実施した主な情報セキュリティ施策について（報告） (3) 区民センタ一体育館におけるメール誤送信（報告） 4 その他
発言の記録	別紙のとおり

<令和7年度第1回審議会発言記録>

1 区からの委嘱及び事務局職員等の紹介

会長	それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和7年度第1回目黒区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。 議事に入ります前に、本日の傍聴の状況について事務局からお願ひいたします。
区側	事務局でございます。傍聴の方はいらっしゃいません。
会長	ありがとうございます。 それでは、次第の1、区からの委嘱及び事務局職員等の紹介につきまして、ご説明をお願いいたします。併せて、委員の出席状況等についてもお知らせ願います。
区側	(区からの委嘱及び事務局職員等の紹介) 委員の出席状況についてご報告をいたします。当審議会の委員は12名となっておりますので、定足数は過半数の7名となります。本日の出席人数は全員ご出席いただいておりますので定足数を満たしてございます。 次に、事務連絡を2点させていただきます。 1点目でございますけれども、目黒区では5月1日から10月31日まで夏季における軽装化である、いわゆる節電ビズ、こちらを実施してございまして、原則として上着やネクタイを着用しておりませんので、ご理解とご協力をお願いいたします。 2点目でございますけれども、審議会委員及び区説明員等のパソコン利用につきましては、本審議会が機微な情報を取り扱うことがございますので、録音をとることや外部との接続を行うことがない中でパソコンをご使用していただくようお願いをいたします。 以上でございます。

2 会長あいさつ

会長	ありがとうございました。 本日の審議会は令和7年度の第1回目でございますので、年度の初めでもありますし、委員の交代もございましたので、一言ご挨拶させていただきます。 本日は大変お暑い中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ご存じのとおり、個人情報保護に関する法律が改正されまして、個人情報の定義等について、民間事業者だけではなく、国や地方公共団体を含めた規定となるなど、個人情報保護制度の大きな改正がございました。その制度が施行されて3年目になります。社会全体のデジタル化が一層進展する中で、個人情報保護というものも大きく変わっている状況です。 しかし、そうした時代が大きく変化する中でも行政における区民一人一人の個人情報を適切に管理し保護を講じていく必要性、大切さということは何ら変わるものではありません。審議会の役割はなお大きいところでございますので、委員の皆様には引き続きご尽力いただきますようお願い申し上げます。
----	--

	<p>さて、新たに委員となった方もいらっしゃいますので、私から審議会の運営について改めてお願ひしたいところでございます。審議会の運営につきましては守秘義務というものがございます。審議会の内容を審議会以外の場でお話しになったり、ご自身のウェブサイトやSNSで拡散したりということは委員としての守秘義務に抵触することになりますので、慎んでいただきますよう、お願ひ申し上げます。</p> <p>また、情報セキュリティ保護の観点からも、委員会で配付された資料を公表することはお控えください。なお、限られた時間の中でなるべく多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、各委員の発言は審議事項につきまして明瞭かつ簡潔にお願いいたします。当然ですが、区側の説明にも言えることですので、くれぐれもよろしくお願ひします。</p> <p>簡単ですが、私からのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、報告事項に入る前に、事務局から配付資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、事前にお送りをさせていただいた資料の確認をさせていただきますが、審議会資料1から5までとなってございます。不足等がございましたらお知らせいただきたいのですが、皆様、お手元には大丈夫そうでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>資料確認は以上でございます。</p>
区側	

3 報告

(1) 令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告）

会長	それでは、次第に沿って議事を進めてまいります。まずは報告事項1、令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、区から報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約7分)
会長	どうもありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、皆様のほうからご質問、ご意見等がございましたら、お願ひいたします。
委員	一応確認だけ。
会長	委員、お願ひいたします。
委員	資料の1-2ページの(2)に請求者区分が3つあるんですけれども、これは情報公開条例6条の1号、2号、5号の請求者だと思うのですが、3号、4号の在勤、在学の方はいなかつたということでよろしいですね。
区側	ありがとうございます。今、委員、おっしゃっていただいたとおり、該当はなかつたというところでございます。
会長	ほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、無いようですので報告事項1、令和6年度情報公開・個人情報保護制度の実施

	状況について、報告を受けたことといたします。
--	------------------------

(2) 令和6年度に実施した主な情報セキュリティ施策について（報告）

会長	続きまして、報告事項2、令和6年度に実施した主な情報セキュリティ施策について、報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約18分)
会長	どうもありがとうございました。 ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。
委員	すいません。非常によくやっていただいて、こちらの審議会の意見も取り入れて改善に当たっていただいて大変よろしいかと思います。 審議会でいろいろと意見を言うことが所管課の後押しになると思いますので、ちょっと気がついたことを幾つかやっぱり言わせていただければと思います。 まず、順番に言っていきますと、資料2-1ページの真ん中下の「また」のところに書いてある内容ですが、先ほどご説明がありましたように、非常に大変よいことだと思いますので、これからもいろいろと工夫して実行した後に、つなげる、または中身がより実態に合つたものになるようにしていただければよろしいかと思いますので、非常によい取組をされているなというふうに思いました。 2点目は、これは毎回言っておりますが、先ほどもありました、資料2-4ページの受講率のところなんですかけれども、先ほどありましたように、受講率を頑張って、5年度と比べますと大分アップしているということで、それはすばらしいことだと思うんですが、7年度95%が目標だということなんですが、これは資料2-1ページの一番初め、1のところに書いてありますように、最低ラインは、全職員が受けるということですので、目標100%ではなければおかしいはずなんですね。 ですから、ちょっとそこは毎回同じことを言って申し訳ないんですけれども、何らかの事情でどうしても受けられないという、正当な理由がある場合は仕方がないんだと思うんですが、それ以外はやっぱり全員受ける、これは服務義務ではないかと思うんですよね。そのところはもうちょっと組織的に厳しくやってよろしいのではないかと思うんです。制度の所管課のほうはいろいろと工夫されていると思うんですが、いざ現場のほうはなかなか難しいところがあるのかなとは思っております。 ただ、その場合は、現場のほうの所管も受講できないのだったら受講できない理由をしっかりと把握して、つまり、それが正当な理由なのかどうか、しっかりと把握する必要があると思います。これは服務ですので、それが正当な理由でなければ、当然服務義務違反ということで、申し訳ありませんが、指導の対象にもなりかねないというものですよというぐらいの厳しさがあつていいのかなと思います。それぐらいやらないと多分100%に行かないかなと思いますので、その辺のところ、審議会で意見が出れば多分所管課が動きやすいと思いますので、またあえてですけれども、意見を言わせていただきたいと思います。 それに関連しまして、前回も言ったんですけども、下の棒グラフにあるように、実は非常に気になっているのは、左の3つの部です。いわゆる官房系の中核となる3つの部が100%ないというのは、これはやはり目黒区としての姿勢を疑われてしまうのかなと。何か正

当な理由があつて減っているのならいいのですけれども、ほかのところは頑張って、特に環境清掃部なんかもう半分近くだったのが 100%近くまで来ているわけですから、こういう努力をされている部もあるということですから、やはり官房系は率先して 100%になる努力をしていただければという意見を言わせていただきたいと思います。

続いて、資料 2-5 ページの真ん中やや下の（イ）のところ、これも全体参加率なんですけれども、やっぱり同じで、先ほどありましたように、管理職以外の方は全員やらなければいけないということになっていますので、やはりどうしても駄目だった理由はしっかりと把握して、その理由が正当なものでなければとにかくやるようになると、自己点検ですので、そんな難しくはないと思うので、なぜできないのか、病気とか、そういうことで出勤できないということがあれば仕方がないと思うんですが、やっぱりこれもできるだけ 100%近い数字に持つていっていただければと。特に総務部さん、90.5%というものはちょっとさすがに低いなと思いますので、多分約 10%は全部が正当な理由とは思えないでの、これはしっかりと、今回、情報公開・個人情報保護制度の所管になりましたので、100%を目指して頑張っていただきたいと思います。

続いて、監査の結果についてはいろいろと気になったことがあったんですけども、ご説明をいただいたので、大分分かりました。対策レベル 2 がなくなっていくというのがまず最低限、ましては 1 があつてはいけませんけれども、2 がなくなるのは最低限で、できたら 3 もなくして、平均 4 なんですけれども 4 以上ですね、平均 4 でもオール 4 というところですね。これをを目指していただければと思います。

一番最後の資料 2-10 ページ、3 の今後の対応、これもすばらしいことだと思いました。いろいろと訓練出来るような工夫をされているということで、想定されたインシデントを考えながらやっているということで非常によい取組だと思います。ぜひ今後も続けていただければと思いました。

最後に、1 点教えていただきたいのは、6 年度のこの情報セキュリティ施策につきまして、CISO、副区長さんですね。会議があると思うんですけども、そちらのほうではどういう受け止めをしている、どういう意見があったか、できたら教えていただければと思います。以上です。

区側

7 点にわたるご指摘やご意見いただきまして、ありがとうございます。

1 点目は、よいことということでしたので、こちらから云々ございませんので、2 点目以降、順次、ご説明をさせていただければと思います。

2 点目、資料 2-4 ページにございました、本来、受講率 100% を目指すべきではないかというお話でございます。これについては、毎年ご指摘をいただいている部分でございまして、それに向けて徐々にこの 100%に向けて数字を高めていくことの取組を現にやってきているところでございまして、85.76 から昨年度、KPI を 90 にし 95 にし、そして来年度には 100 にしたいというふうに思っておりまして、それをできる限り早くやっていくということは必須というふうに思っています。

ここは委員ご指摘のとおり、100% にしないといけないというふうな責任感を持って我々としても取組をして受け止めをし、また、それを着実に実行できるようにしていきたいと思っております。ですので、100 というところはぜひやっていきたいというところでございます。

これは、4 点目の部分も同じ話ですので、併せて話をさせていただきますし、これは毎年、こちらからご説明差し上げているところですが、この母数となる職員の数というところで、例えば 2-4 ページ、セキュリティ研修等受講率の対象者 2,980 人なんですが、この中に

は職員が年度初めは勤務していたんですけども、休職等に入られてしまうというようなケースがあつたりします。そういうところの数字をなかなかその情報政策課のほうで数値を押さえるということができないということがございまして、この母数から除けていない状況が現在あります。ここを毎年ご指摘いただいて、そこを把握できるようにどうにかしたほうがいいのではないかとご指摘をいただくところですけれども、この母数から除く作業をやはり所管にも協力してもらわなければいけないというふうに思っております。

ですので、どういうふうに具体に除外できるのか、例えば、休職になった場合に、この人が正当に受講できていない理由を書くとか改善できる余地があると思っておりますので、そういうところを適切にやっていければなと思っております。

3点目です。2-4ページに関連したグラフのところで、企画経営部、情報政策推進部、総務部が100%になっていないところは、やはりこれも委員ご指摘のとおり、この様ではいけないというふうに思っておりますので、現在、情報政策推進部はなくなつて企画経営と総務と二部になっていますけれども、100%をぜひ達成したいというふうに思っているところでございます。

4点目、2-5ページに関するグラフのところについては、2点目と同じ内容になりますので割愛をさせていただきます。

5点目、2-8ページに関連した監査の部分というところですけれども、これも対策レベル2というのがあるのは非常に悪い状況には変わりございませんので、ここをなくすということはぜひやつていかなきゃいけないというところであります。また仮にあったとしても、そこを真摯に受け止めて改善するということが重要というふうに思っていますので、ないことが一番ですけれども、あつたとしても、それを真摯に受け止めて改善し、オール4.0以上というところをぜひ達成したいなというふうに思っております。

そして、2-10ページ、緊急時対応訓練の取組というところについては、これはいい取組ですというお話だったと思います。

最後、7点目です。令和6年度のセキュリティ施策に関するCISO、副区長の受け止めというところでございます。この審議会の情報提供に当たる前にCIO会議に当然、この内容についてはかけているところでございます。やはり研修の受講率100%を目指すのが本来ではないかということは、これは副区長からもご指摘を受けておりまして、そこは着実にやるために情報政策課のほうで音頭を取ってしっかりとやるようにという話があったところでございます。また、業務が多忙な部署があちこちあるというところも把握はしているところだけれども、このセキュリティ事故を未然に防ぐというところは、やはり研修の受講をしっかりとやっていくこと、そして、リテラシーを高めて、仮にインシデントが発生した場合にも自分のこととして受け止めて、生かしていくということが重要である。そういう点を踏まえながら情報セキュリティ施策の取組を着実に進めていくように、副区長からもお話をあつたところでございます。

以上です。

会長

どうもありがとうございました。

ほかの方、委員、お願ひいたします。

委員

どうもいつもお世話さまです。今回見させていただいて、昨年とは違つて100%に至つたところも多かつたということで、私も、去年、結構批判したかもしれませんけれども、成果が出てよかったですというふうに思いました。

ただ、先ほど他の委員もご指摘のように、目標値を見たときに、目標値90%というのに

ちょっとがっかりきて、その次の目標値が95%という、そういうことではやっぱりちょっと何というんでしようか、個人情報保護というものは非常に重要な問題ですし、今、能動的、実は、一昨日、我々研究者のほうでも、能動的サイバーセキュリティの問題とかというものを研究会でやって、すごい難しいなというのはやったところだったんですけども、いろいろと複雑になることが多くなるだけに、やはり自分の身の回りの情報の管理ということに関しては、公務員、公務に携わっている者は責任を持ってやっていただきたいなというふうに思いますので、ぜひぜひこの90%とか95%が出てしまうと何となく恥ずかしいという感じがむしろしてしまうので、目標はあくまでも100%なのだということでやっていただきたいなということが第1点です。

それから、外部のほうからこのいろいろな細かな業務が入ったということなので、それに関連するのかもしれませんけれども、ちょっとお伺いしたいなと思ったのは、資料2-1から2、3、4ページにかけてe-ラーニングによる情報連携に向けた研修というものがあつて、かなり細かな研修の種類というものが挙げられております。あるいはe-ラーニングによるデジタル人材育成研修とか、そういう細かな研修がある中で、受講者がゼロのところもあるわけなんですけれども、これはゼロということは該当する人間がいなかつたということなんでしょうか。

例えば、政策立案者（副市長、企画部長等）向けセミナー、これは資料2-2にありますけれども、これもゼロだったということは、副市長や何かが受けなかつたという、そういうことによろしいのかどうなのかということを伺いたいということ一つあります。

それからもう一つ、自己点検のセルフチェックから管理職というものが除かれていますけれども、管理職もそれなりに自己点検をするという必要はあるのではないかと思うのですが、これは何か理由があって、以前の会議でもう既に説明されたかもしれませんけれども、管理職が除かれているという資料2-5ページの自己点検のところですけれども、そこについてちょっとご説明願えればというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

区側

ありがとうございます。3点にわたるご質疑でございます。

1点目、100%というところでございますけれども、本当にこれは100を目指さなければいけないんだというところは私自身は思っているところでございますので、担当職員と一丸となって、この100%を必ず達成するということは着実にしていきたいというふうに思っております。

そして2点目、e-ラーニングの部分の、例えば、資料2-2ページ、ご質問いただいたのは、J-LISの研修05、政策立案者の部分とかでございますけれども、この研修については、受講を希望する場合に、希望職員が受講できるというようなものになってございまして、端的に言うと手を挙げる職員がいなかつたということになります。

ただ、今回この米印を打ってございます研修は、どちらかというと情報セキュリティというよりかは経営的な研修でございまして、こういった研修は、ほかにも人事課を筆頭にいろいろな研修を組んでおりますので、全くこういうものを受けなかつたかというと、違う研修の場で管理職含めて受講しておりますので、その点はご安心いただいてよろしいかなというふうに思っているところでございます。

そして最後、自己点検の部分の資料2-5ページで、今回、常勤職員、会計年度任用職員を対象として、事務従事者用自己点検をやっているのに対して管理職を除いているというご質問でございます。

管理職につきましては、資料2-6ページのイのシステム担当者用自己点検というところでして、実は各課のシステムを管理しているのは課長を筆頭にやっております。その課長を

	<p>含めて、システム担当者とこの管理の状況がどういう状況なのかというものを個別ヒアリング、課長と担当でヒアリングをし、セルフチェックをしているという状況があります。課の管理という意味では課長も関与してやっているという理解でございまして、全くセルフチェックがされていないという事態ではないというところはご安心いただいてよろしいかなというふうに思っております。</p>
委員	<p>ちょっと一言だけよろしいでしょうか。</p> <p>実は、一昨日その研究会があつて知ったんですけども、4月ぐらいに某大学でハッキングがあつて、未だに一部分ぐらいしか再生されていないということで、かなり大変な事態だということを知ったんです。</p> <p>ですから、ハッキングということが身近な問題であるというふうに捉えていただいて、もちろん、今日のご説明の中でも、想定できないようなインシデントがあったときにどうするかというようなお話も出ましたけれども、ぜひハッキング対策はしっかりとやっていただきたいし、それに対して対応するときに素早くやっていただきたいなということを望むということ、一言だけ付け加えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。</p>
区側	<p>ありがとうございます。本当にハッキングはいつどこで起きるか分からないということは、それは公務の中でも共通認識です。やはり、起きたときに素早く対処するというところは、必要なことだと思いますので、それをやっていくためにCSIRT(シーサート)事務局、情報政策課のほうで、そういう事象があった場合にちゃんと報告を受けて対処する、発生課と一緒にやっていくというところが必要というふうに認識しておりますので、ご指摘の点を踏まえて、対応してまいりたいと思います。</p>
委員	<p>よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ほかの方はいかがでしょうか。</p> <p>私のほうからも何点かよろしいでしょうか。</p> <p>まず、1点目。資料2-4、2-5ページのグラフのところなんですが、お二人の委員からもご指摘があったように、やっぱり100%を目指してほしいというのは当然なんすけれども、昨年に比べて受講率が下がっている部署があるので、それは先ほど職員の母数で休職者等が把握できていない関係もあって、必ずしも一致はしないというお話があったんですけども、そういう影響があるのかどうか。</p> <p>なかつたんだとしたら、やみくもに100%だけを追うというのは好ましくはないすけれども、やはり昨年度から下がるのは好ましくないので、特に資料2-4ページにあるように、監査事務局がちょっと極端に下がっているというのはあまりよろしいことではないので、官房系の数字が低いということだけでなく、全般的に上げる方向に向かっているだけに、下がっているところの理由はきちんと把握をして、そこもまた改善につなげていったほうがよろしいのかなと思うので、分かる範囲で教えていただければというふうに思います。</p> <p>それから、2点目なんすけれども、先ほど他の委員からハッキングの問題がありましたが、そもそも最初、内部監査のところで指摘を受けたセキュリティワイヤーが設置されていないなんていうのは重大さが分かっていないということですので、職員の方によってはそもそももの基本のところ、研修を受けているんだけれども、基本のところがしっかり定着していない可能性がある。</p> <p>脆弱性対策の問題なんかもそうなんすけれども、研修を振り返る機会というものを設けているのかどうか。例えば、研修が終わった後に小テストのようなものを実施して、何点取</p>

区側	<p>れましたで終わっているのではなく、この内部監査、外部監査の際に、低かったところを中心に監査をしたということなんですかけれども、研修を受けた個人がそういうもので振り返る機会というものは設けていらっしゃるのでしょうか。2点、教えていただければと思います。</p> <p>ありがとうございます。2点いただきました。</p> <p>1点目、2~4ページの受講率が下がっているというところでございます。例えば、監査事務局で申し上げますと、職員数がもともと7人というところでして、母数が非常に少ないという状況です。そういった中で1人が、例えば、何らかの理由で受講できなかつたり、していなかつたという場合に、1人がこの母数の数字をぐんと下げてしまうというような状況になっているということでございます。ただ、いずれにいたしましても、正当な理由がないのであれば、これは受講させなければいけないというところですので、そこを上げていく取組というものは必ずやっていかなければいけないと思っております。</p> <p>他方、区民生活部について言えば、ものすごく母数が多い所管でございまして、多くの職員がいる中で、数字が落ちているというところは、これは受講できていない職員が多数いるのかなというふうに推測されます。いずれにいたしましても、受講していない職員がいるという時点で駄目ですので、受講させていく取組はしっかりとやっていきたいと思います。</p> <p>そして2点目、研修の振り返りということございますが、各種研修の受講に当たっては、必ず小テストは実施しているところでございまして、受講の習熟度を確認するという意味では、テストを実施しております。</p> <p>他方で、内部監査、外部監査で指摘があった後で、できていなかつたところを振り返る機会ですが、当然、是正の作業の中で、指摘を受けた部分を直していくという過程において、今回できていなかつたところは何がいけなかつたのかというのを所管に考えてもらい、そして、こういう対策を取りますという報告をもらうんですが、報告の中で不適切な内容、もう少し踏み込んだほうがいいということがあれば、情報政策課のほうから指摘をして、もう一回考えなさいというところはやっておりますので、そういった場面の中で振り返りができるような機会は一定保たれているとは思います。ただ、内容をもう少し深くというところが、会長のご指摘には、あるのかなと思っていますので、委託事業者の支援ももらいながら、振り返りが適切にできるような環境整備を適切に図っていきたいなと思っています。</p>
会長	<p>ありがとうございます。こういうので指摘を受けて、適切に改善していこうという意識になっていただくのが一番なので、そうした際に、次は指摘を受けないように黙っていようとか、認定しようというのが一番よろしくない。後々大きなインシデントにつながってしまいますので、そこはこういうフィードバックを受ける所管の方との心理的安全性を高めていただいて、うまい関係を築きながら、やっぱり一方的に押しつけるだけでは駄目ですので、インシデントが来たときにどう素早く対処するか、どう業務を素早く改善するのか、あるいはそもそも起こさないためにどうしたらいいかというために研修もやっていますので、その意義をしっかりと把握していただいて、こういうのは、さんざんやって、何も起きなかつたじゃないかと言われるかもしれません、何も起きないことが当然ですので、いろいろ言われる情報政策のところが一番ご苦労されて、後から言われることであります、起きてからでは遅いので、憎まれ口をたたかれるかもしれません、しっかりやっていただければ、何かあったときは、100%研修受講の重要性について審議会でたくさんご意見をもらったので、ぜひ協力してくださいと。繰り返し後押しが必要だということですので、審議会でこういう意見がたくさん出た、しっかり反映したいんだという形で、こちらの名前を使っていただいて構いませんので、よろしくお願ひいたします。</p>

区側	ありがとうございます。
会長	では、改めまして皆様の方からございますか。委員、お願いいいたします。
委員	<p>ありがとうございます。受講率のところで1点だけ教えていただきたいのですが、この100%とか92%とか、その受講率は研修期間が終わった後に初めて集計するんでしょうか。それとも途中で1回、受講状況を部署ごとに把握して、また最終的に期限が終わったらもう一回集計するというような感じなんでしょうか。というのは、私も前職、民間企業に勤めていましたが、この手の研修みたいなのは大体3か月に1回ぐらいやらされていました、私も結構、夜中の1時、2時ぐらいまで残業するような部署だったので、すごい忙しかったんですけど、それでもこういう研修をしないといけない。そういうときにはどういうふうに管理されていたかというと、期間の途中でまだやってない人が部署内で発表されて、すごいお尻をたたかれて、やりなさいと言われて、それでも無視していると、呼び出されて、やりなさいと言われるような感じで、最終的には部署が100%になるというので、毎年毎年、年に何回もそういうのをやっていたんです。この受講率を見ると、子育て支援部さんとか、忙しいよねって分かるところがやっぱり低くて、通常の業務に加えて、さらにこれというのは大変なんだろうなというのは分かるんですが、ただ、期間の途中で1回、誰が受けていないかというのを確認して、個別に言ってもらうというのが一番いいんじゃないかなと思いまして、その辺の運用がどうなっているのか教えてください。</p> <p>以上です。</p>
区側	<p>ありがとうございます。受講の催促に関してでございますが、こちらについては、委員ご指摘のとおり、期間の間に1回、まず受講率、どれだけ部署ごとに行っているかという数字だけを出すというフェーズを1回やっています。期限の2週間ぐらい前に、具体に誰が受けないですよというのを集計し、受講させてくださいと管理職のほうに投げています。もう一回、締切りの1週間ぐらい前にも同じことをやりまして、管理職に指摘をするようにと言ふんですけども、それでも受講率が伸びないケースは、受講期限を延ばして受講率を高めるというようなことも合わせ技でやりながら、今回この数字という状況になっています。本日、審議会の名前を使って受講率を上げたほうがいいんじゃないかというご意見をいただいていますので、受講率向上の取組を一段と引き上げていければなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、令和6年度に実施した主な情報セキュリティ施策について、報告を受けたことといたします。</p>

(3) 区民センタ一体育館におけるメール誤送信（報告）

会長	それでは、3点目でございます。区民センタ一体育館におけるメール誤送信について、報告をお願いいたします。
区側	(資料により説明) (約5分)

会長	ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願ひいたします。委員、お願ひします。
委員	今、お話ありました誤送信につきまして、メールを送信する場合に、一旦、これでいいのかどうかという確認がシステム上で全くないという状況なんでしょうか。そこをちょっとお聞きしたい。もし1回で配信されると、今みたいな誤送信が起きてしましますので、再度、それでよろしいのかどうか。そういうソフトも、ちらっと聞いた記憶もありましたので、ちょっとご確認でございます。
区側	ご質問にお答え申し上げます。本件事業者の現状においては、システム的な対応はできておらず、人的なダブルチェックでの対応ということでございましたが、この秋に向けて、システム的に実装する予定で動いております。具体的には、TOに複数名の宛先を入れたところ、自動的に送信ができなくなるというような機能をつけていく予定でございます。 以上でございます。
委員	やはり一番重要な個人情報含めた問題ですので、このダブルチェックが、そういうソフトがもしあるのであれば、そういうのを導入するとか、そういうことがないと、これからまた、いつ、どこで起きるかということは分かりませんので、そういう対応をしていただけるとよろしいかなと思った次第です。 以上です。
会長	ありがとうございます。 ほかの方はいかがでしょう。委員、お願ひします。
委員	今回、このようなインシデントを起こってしまったという現状に関しては、その対応だということで納得しましたが、ほかの業者もいるはずですよね。ほかにもいろいろ関わっている業者さんというのはいらっしゃいますよね。そちらに関してはどうでしょうか。この同じ、BCCに入れるところをTOに入れちゃった、本当にありがちなことで、どこの誰でもやつてしまいそうなことなので、ほかの業者さんはどうだろうと気になりました。
区側	ほかの事業者に関しましても、本件事案が発生した直後に注意喚起の連絡をしておりまして、また、指定管理事業者とは毎月連絡会という形で顔を合わせて様々な情報共有をする機会を設けておりますが、その際に具体的な事象発生について情報共有をして、各事業者でもそういったことがないように再度お願ひをしているところでございます。
委員	安心しました。ありがとうございました。
会長	ほかの方。委員、お願ひします。
委員	本件について、資料3-1の経過のところを見まして、区へは完全な事後報告なんですね。気がついたときに区のほうに報告して、同時並行的に対応していくということはしないんでしょうか。まず1点、そこを確認したいと思います。

区側	本件に関しましては、この事業者の中であらかじめ危機管理マニュアルのようなものを設けておりまして、それに基づいて、こういった事象を万一、起こしてしまった場合は、できるだけ早く削除及び事象発生についての説明及びおわびの連絡をするという形で整理がされておりまして、それに従って、できるだけ迅速な対応を施し、また、その直後に区のほうにも報告を入れているというものでございます。
委員	そうすると、仕様書上は事後報告になっていたということでしょうか。
区側	仕様書上、そこまで細かいことは規定していないんですが、当然、報告、そして対応についての相談を仰ぐというような内容にはなってございますが、この対応に関しましては、こういう誤送信が発生した場合は速やかにメールの削除、それから事象の状況を伝えておわびをするという内容で、これはある程度標準的な対応ということですので、事業者のほうで迅速に対応しつつ状況を報告したという状況でございます。内容がもし判断に迷うようなことがある場合は、当然にまずは私どものほうに相談を受けていただくという形で動くことになるかと存じます。
委員	何を言いたいかといいますと、仕様書上、もしそういう事後報告になっていたとすると、やはり発生したのを把握したら、指定管理者であって、業務は重いと思いますので、そのところは対応、気がついたら、それは当然、事業者内で動きますけれども、並行して区のほうに、今こういうのが分かったので動いていますと、こういう対応していきます、今おっしゃったような対応していきます、これがまず第1かなという気がするんですよね。終わつた後で、終わりましたということでは、指定管理者を信頼し切っちゃっているような気がしますと、区として、指定管理事業で委託者としてちょっと意識が低いかなという感じがいたします。やはり指定管理者、そちらの業務者も、一般の委託業務もそうですけれども、何かあつたら、それは区の責任にもなりますので、やっぱり気がついたときに、当然、内部で動きますけれども、区に報告というのも同時並行でやらないと、やはりそれはおかしいなど私は思いました。できたら、改善したほうがいいかなという気がいたします。
区側	今のご指摘すれども、やはり指定管理者、あるいは普通の委託業務においても発注元責任というものがあると思っています。区が一定関与し、適切に情報を把握し、対応を間違っているのであれば、発注元として、こうしなさいという指示をするということは必要なことだと思っております。仕様書上に、こういった事象が発生した場合に、即座に上げろということを個別具体的には書いていないというのが通例ですが、これは区としても適切に把握すべきものと思っていますので、今回、1時間ばかりのタイムラグがあるというところで、すみやかにこういった事象を把握した後には、区としても状況をおさえていくということは、この事象以外の委託事業、指定管理についても、注文元責任としてしっかりやっていくべきというような認識の下、セキュリティ所管課としては全庁に適切に周知を図っていきたいと思っております。 以上です。
委員	ありがとうございました。ぜひお願いいいたします。 2点目で、指定管理者が削除をお願いしたことなんですが、削除されたかどうかの確認はされているんですか。

区側	<p>この講習会ですが、この連絡の直後に講習会自体が開催され、顔を合わせてテニスの教室がございました。そのときに事業者の方から、改めて、本件について再度説明とお詫びをして、削除をお願いいたしますと、再度、顔を合わせた状態でお話をしております。</p>
委員	<p>そうすると、削除したかどうかの確認まではしていないということでおよろしいんですね。</p>
区側	<p>削除しましたねというところまでの言い方はされていないと思いますが、ただ、前日メールで削除をしていただきたいということをご連絡しつつ、この人数でございますので、再度、顔を合わせて、削除いただいたと思いますがという言い方で説明はしていると思います。</p> <p>今申し上げたのは、講習会当日に、全員の参加者に、顔を合わせまして、趣旨を説明して削除をしていただきたいことをご案内しましたということでございます。それは個人情報の漏えいに関することで、削除いただかないといふことも説明しておりますので、そういう趣旨のお伝えの仕方はしているのではないかと存じます。</p>
委員	<p>所管課が頑張られたのは分かりました。</p> <p>実は、このBCCにするべきところをTOにしたのは前にもあって、そのときに個人情報保護制度の所管課のほうから、全局的に、こういうことがあるから、受託事業者さんに、こういうことは今後、ほかで起こったので起こらないようにということを徹底しているはずなんですね。この事業者さんは、その辺のところは受け止めていたと思うんですが、その辺は今回、聞いていたのにやれなくて申し訳ございませんでしたみたいなことはあったんでしようか。</p>
区側	<p>以前にもBCCに絡む、TOに絡む誤送信という事象が発生しておりまして、それを受けまして、委託業者に対しても、注意喚起をお願いしますというところは一定申し上げているところでございます。ただ、やはり人がする作業は完璧なものではないという中で、今回も起こってしまったというところになります。私どもセキュリティ所管課として、今後、指定管理とか委託の中で、メールの送信という部分については、やはりTOに入っていた場合にBCCに強制変換する、これは目黒区の業務の中では、自動的に強制変換するツールがもう既に入っていますし、こういったものを入れている民間企業も非常に多いところでございますので、標準的な仕様として組み込むべきだというところは、今、セキュリティ所管の担当の中では議論しておりますので、早めにその仕様を、どういったものを入れたらいいのかというところを整理、落とし込みを作業して参りたいと思います。今回、事業者がそこまで過去の経過を含めて理解していたかどうかというところはちょっと分からぬ状況ではあるんですけども、聞いていた、聞いていなかったに随わらず、改善していく余地は多分にあると思っていますので、今回のことを教訓に、取組としては強化していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>仕様書上に入れるのは契約の切替えでないと難しいとは思うんですが、ただ、今、事情の変更で、それを入れることが受託事業者さんにとってもメリットになる話だと思うので、積極的に声かけしていくてもいいんじゃないかなという感じがいたします。</p> <p>それと最後に1点、資料3-1の原因のところで、手順を誤ってとありますけれども、先ほどの課長さんのご説明では、ダブルチェックするはずだったのがダブルチェックしないで送っちゃったと、これが手順を誤ったという内容でよろしいでしょうか。</p>

区側	<p>そのとおりでございます。</p>
委員	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>BCC、TOというものは、実はさっきの2件目の報告のところで、訓練の中でよくやる誤送信の1つだと思うので、多分、いろんなところで発生していると思いますので、先ほど情報政策課長さんがおっしゃった対策を、こういうものもあるよということで事業者さんにお話ししていくと、皆さんにとっても安心した受託業務につながると思うので、今回あったことを次に生かすためにも、積極的に進めていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	
	<p>ありがとうございます。このところ、毎回毎回、このインシデントの報告が上がってくるのは非常に残念で、しかも、こういった極めて人為的、かつ、少し注意を払えば防げた事項が非常に多いので、情報政策課長おっしゃっていただいたように、システム的に対応できるものは仕様書の変更でなくとも、繰り返し注意喚起、こういったインシデントがありましたので注意してくださいねだけではなく、これを防ぐためにはこういったサービスもあるので導入してはどうでしょうかというのも併せて流すとかして、少しでも、人間、私もやりますけど、疲れたりすると、どうしてもミスが発生したり、ダブルチェック、トリプルチェックはチェックしているように見えるんですけど、どうしても人を信頼してやっていますから、前の人はちゃんとやっているだろうという目で見てしまうと、ダブルチェック、トリプルチェックは、実は機能しないので、それをやるよりは、もうシステムで強制的に切り替えられるという、自動的にできる、そっちにしたほうがいいと思います。むしろそれでインシデントが起こるならまだ諦めもつくというところがありますので、注意喚起に併せてシステム的に対応できるものもありますよと、そういう情報を持つていらっしゃらない事業者さんもいると思いますので、そういうのができるんだったら、なまじ手順を増やしてミスにつながるよりは楽になるかなと思ってもらえるような気もいたします。わざわざ指定管理者になっていただいているのに手間が増える、ほかの業務がおろそかになるのはいけませんので、そこら辺、工夫をしてもらえるといいかなというふうには思います。次回以降は、こういったことがないことを切に願っております。どうもありがとうございました。</p> <p>ほかの方はよろしいですか。ご意見等、よろしいですか。委員、お願ひします。</p>
委員	
	<p>ありがとうございます。釈迦に説法とは思うんですけど、念のため。今、このケースみたいにBCCとTOのようなものだけでなく、メール誤送信はいろんなパターンが当然あって、いろいろなシステムがあると思います。例えば民間で使っているのだと、添付ファイルがついているメールだったら、別のメールでパスワードを相手方に送らないと開けないようにしてたりとか、そもそもポップアップで送信の前に宛先とか添付ファイルとか合っていますかというのをポチポチ押していくって、最終的に送信ボタンを押さない限り送れないようになりますとか、送信した後に10分間猶予があって、その間だったら取消しができるとか、何かいろいろありますよね。当然、大丈夫だと思うんですけど、念のためシステムの環境整備を今後、委託仕様書の中に入れられるということなんですが、そのときには、このパターンだけでなく、網羅的になるべくオールインワンになっているやつを整えていただけるといいなと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>以上です。</p>

区側	<p>ありがとうございます。本当にやり方も、手法も、手順も、いろんなものが世の中に出回っているというところです。当然、安いものから物すごく高いものまであります。金かければいいというものでもないので、どこまでの安全基準をどういう対策で取るのかというところは、やはり業務の性質、中身を見ながら選択すべきというふうに我々考えていますので、当然、一般的な仕様書としては落としきみやすくする、いろんなことを網羅して落としきむ必要性はあるという認識の下、あとは契約の段で、どこを取っていこうかというのは各所管課が責任をもって業者と相対しながら物を決めていくことが必要かなと思いますので、我々も注意喚起しながら、ご指摘を踏まえた点は網羅しながらやっていこうと思います。</p>
会長	<p>皆様、よろしいでしょうか。 それでは、区民センタ一体育館におけるメール誤送信の事案について、報告を受けたことといたします。どうもありがとうございました。</p>

4 その他

会長	<p>以上で、本日予定していた案件は全て終了でございます。 その他といたしまして、事務局のほうから何かございますでしょうか。</p>
区側	<p>事務局でございます。特にございません。以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。 以上をもちまして、本日予定しておりました議題、全て終了でございます。 次回、第2回は、本年10月6日月曜日、午後2時からを予定してございます。改めて申し上げます。10月6日月曜日、午後2時からの予定でございます。 その他、事務局から連絡事項はございますでしょうか。</p>
区側	<p>事務局でございます。本日の会議録につきましては、後日、事務局で取りまとめたものを案といたしまして出席者の皆様にお送りをさせていただきます。届きましたら、お手数ですがけれども、内容のご確認をお願いいたします。 先ほど会長からもご案内をいただきましたけれども、今後の審議会の日程につきましての再度のご確認でございます。今年度、全部で3回を予定してございます。第2回目につきましては、今、会長から言つていただいたように、令和7年10月6日でございます。第3回でございますが、令和8年1月26日。繰り返します。3回目は令和8年1月26日、いずれも月曜日の午後2時から4時まで予定してございますので、よろしくお願ひをいたします。 事務局からは以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。3回目のほうが通例よりちょっと早くて1月になっておりますので、先生方におかれましては、定期試験や入試の時期にかかるて大変申し訳ございませんが、何とぞご予定をよろしくお願ひいたします。 それでは、これをもちまして全て終了といたします。 本日は、お暑い中、どうもありがとうございました。まだまだ気温35度近くございますので、熱中症に気をつけてご退室いただければと思います。 それでは、閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>

